- Q1 ③ 職場復帰支援の就業上の配慮については、「職場復帰及び就業上の配慮に関する情報提供書」等を利用して、本人を通じて主治医に伝えることが重要です。産業医等と主治医の連携は職場復帰後のフォローアップをスムーズに行うための大切なポイントになります。
- Q2③ 産業医ではなく主治医の判断。

試し出勤制度の運用に当たっては、事業場側の都合ではなく 労働者本人の「試し出勤」の実施の希望に基づいて運用するよ う留意し、主治医の療養上の支障とはならないとの判断を受け ることが必要です。

なお、制度の導入に当たってはこの間の処遇等について労使間で十分に検討し、ルールを定めておく必要があります。

Q3 ② 管理監督者、同僚等に過度な負担がかからないよう留意する こと。

> 〈第5スッテップ〉職場復帰後は、管理監督者による観察と 支援のほか、事業場内産業保健スタッフ等によるフォローアッ プを実施し、適宜、職場復帰支援プランの評価や見直しを行っ ていきます。

> その際、職場復帰した労働者を受け入れ、配慮や支援を行う 管理監督者や同僚等に、過度の負担がかからないように配慮し てください。

> また、管理監督者、同僚等に対し、心の健康問題や、自殺予防と対応に関する知識を含め、ラインケア、セルフケアを促進するための教育研修・情報提供も行うことが望ましいです。